

令和5年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年5月10日 午後3時10分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年5月10日 午後3時37分

3 委員氏名

(1) 出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 渡 孝志 | 中野 喬輔 | 渋田 安広 | 横大路一将 |
| 長崎 隆児 | 松崎 久則 | 秋山 博敏 | 荒牧奈緒子 |
| 西 孝則 | 村山 令子 | 元満 壽次 | 渋田 佳規 |
| 安武 昇 | 吉住 勝実 | 仁部 誠二 | 薄 隆太 |
| 宮本 重和 | 村山 安廣 | 池見 直喜 | |

(2) 欠席者

高原 尚広

4 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 川上 幹夫 |
| 係長 | 中田 学 |
| 係 | 松尾翔太朗 |
| 係 | 長井 啓子 |

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条による農用地利用集積計画の公告

報告第1号 農地法第4条（届出）

報告第2号 農地法第5条（届出）

報告第3号 農地中間管理事業法第18条5項（農用地利用配分計画の公告）

午後3時10分開会

○事務局長（[REDACTED]君） それでは、令和5年5月期定例農業委員会の開会に先立ちまして、出席委員の確認をいたします。

本日、[] 委員から欠席の御連絡を頂いておりまして、本日の出席委員数は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、[] 会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（[] 君） 現地調査、どうもお疲れでございました。

この間の文書に書いてありましたように、5月からクールビズで上着着用なりネクタイ着用はしなくていいということでございます。ただ、一応、農業委員会として、できる限り襟のあるもの、カッターであるとか、ポロシャツでも結構でございますけど、そういうことだけは心がけをしていただきますように、ひとつよろしくお願いをいたします。

少し暑くもなってきましたので、それから、農作業がいよいよ田植えシーズンに入りつつありますので、皆さん方も大変だと思いますが、体調に気をつけて御活躍をお願いしたいと思います。

それでは、令和5年第5回農業委員会定例総会をただいまから始めます。

.....

○議長（[] 君） まず、議事に入ります前に、本日の議事録署名人、渋田佳規委員と安武委員、お二人にお願いいたします。よろしくどうぞ。

.....

○議長（[] 君） では、議事に入りたいと思います。

日程1、議案第1号農地法第3条の許可申請から、事務局説明をお願いします。

○係（[] 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号5の3について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により、双方の合意に基づき贈与を受け、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢74歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は40年と伺っております。農業経営状況としましては、主に水稻及び露地野菜の生産を行っておられます。所有する農機具は軽トラック等で、近隣の農業者からその他の農業農機具を借用し、営農されてあります。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の2ページを御覧ください。

今回の申請地は、薬王寺温泉入口交差点北側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、現在、荒廃状態であるため、保全管理を行いな

がら、将来的には野菜の生産を行っていきたいとのことです。

本件につきましては、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願ひいたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） 御質問、御意見がないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願ひいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、5の4について、事務局説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号5の4について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢70歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は40年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻及び軟弱野菜の栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、小山田公民館の南側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、申請地南側にある果樹園への進入路として一体的に営農を行っていきたいとのことです。

本件については、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願ひいたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、申請番号5の5について、事務局説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号5の5について御説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、譲受人の叔父に当たる譲渡人から贈与を受け、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢67歳で、経営面積なしとなっておりますが、自宅に隣接する当申請地において自家用野菜を栽培されており、農業従事年数は30年と伺っております。所有する農機具は、小型トラクターと伺っております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の4ページを御覧ください。

今回の申請地は、熊鶴橋の北東側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き、自家用野菜の栽培を行っていきたいとのことです。

なお、令和5年4月から施行の下限面積要件の撤廃について、本日、机上にて配付している別紙のカラー刷りの「農地法第3条の改正について」を使って補足で説明をいたします。

こちらの資料は、4月末の新任農業委員会の担当者研修会で配られたものでして、内容といたしましては、1、改正の趣旨、農業者の減少、高齢化が加速化する中にあっては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する者を地区内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点、2の改正箇所と事務処理基準につきまして、全部効率要件の②、自家消費が目的であっても許可することは可能であるが、当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合や、その事業が近傍の自然的条件及び利用の条件が類似している農地の生産性と比較して著しく劣ると認められる場合は、効率的に利用するものとは認められないとなっております。その下段の下限面積要件が廃止となっております。

今後、下限面積要件がない中では、こちらに示してあるようなところを注視して判断していくところが大切になってくるものかと思います。

それでは、議案に戻りまして、最後に、本件につきましては、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願ひいたします。

下限面積要件の廃止についても含んで御質問でもありましたら、お願ひいたします。安武委員。

○委員（[REDACTED]君） 下限面積をなくして、誰でも農業に参入できるということで、その前に、地元農業委員の印鑑をもらってきなさいというのは、地元農業委員もどういう人たち

が農業を始めるのか分からぬ中で、簡単に印鑑を押せないと思うとですけど、どんなもんですか、その辺は。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） どういった場合が逆に許可できないかと考えますと、その土地を農業の目的以外に使用する場合で、例えば登記や開発目的で農地法3条で使用するといったことは認められていないので、そういう可能性がないかどうか、お話を聞いて印鑑を押すか押さないかという判断をしていただければと考えております。

○議長（[REDACTED]君） [REDACTED]委員。

○委員（[REDACTED]君） これは農業をしますけど、もう3条の申請をした場合、これは期間があるとかいね。それが何かの目的が変わって、農転をせざるを得んようになった場合、農転をするまでの間の期間というか、農業をしなければならない期間というのは設けられていますか。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 期間というのは設けられておりません。もう御本人が営農するという意思を持っていて、将来的にそういう将来開発をしたいとか、そういうもくろみがもし明らかである場合は、それは認められることになるとは思いますけれども、何年以上、1年以上とか、3年3作とか、こういうたものは、現行法上、そういう基準は設けられてはおりません。

○委員（[REDACTED]君） 当初目的でもこれを保障することはできないということやね。だから、3条で農地を取得しても、農転はできないということではなく、できるということやろう。

○議長（[REDACTED]君） 事務局。

○係長（[REDACTED]君） 農転できるかできないかというのは、農転の許可申請を出された中の判断になるんですけども、これが3条で申請をされたから、それでもって農転の許可をできないということにはならないと思います。

○委員（[REDACTED]君） その判断をしながら印鑑を押さないかんということ。

○係長（[REDACTED]君） その状況を聞いた中で、そういう農業をしていくつもりだというふうに言い切られてしまえば、逆にもうそれを否定することというのはなかなか難しいことにはなるかと思います。

○委員（[REDACTED]君） 信用せざるを得ないということやろう。

○係長（[REDACTED]君） 結局はそういうふうになるかと思います。

○議長（[REDACTED]君） 売買の場合でもそうだよね。

○係長（[REDACTED]君） そうですね。はい。その件については、たとえ反要件というものがあ

つても、なきにしても、もう5反以上農地を持っている方がそういったもくろみを持って農地を買われることも、これはあったかもしれないですけれども、それをもって5反以上あるかないかというところで判断するのではなくて、それも結局は、話を聞いて営農する意思があるのか、能力があるのかというところを客観的に判断していくしかなかったのかなと。

○議長（[REDACTED]君） 今後、ちょっと悩ましい事例が出てくる可能性がありますので、その場合は事務局と連絡を取り合いながら、事前に協議してもらったほうがいいのかもしれません。農業委員だけで判断してというより。そういうことで、事務局、いいですか。

○係長（[REDACTED]君） はい。

○議長（[REDACTED]君） [REDACTED]委員、いいですか。

○委員（[REDACTED]君） はい。結構です。

○議長（[REDACTED]君） ほかにありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） では、ないようでしたら、採決に移させていただきます。

賛成いただく農業委員の皆さん、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12／12名]

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。

.....

○議長（[REDACTED]君） 議案第2号に移ります。

5ページです。

農地法第5条の許可申請について、5の2について、事務局説明をお願いします。

○係（[REDACTED]君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号5の2について御説明いたします。

5ページをお開きください。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、駐車場に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。

議案書の6ページをお開きください。

申請地は、小山田恵内作池の南西側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。

7ページに現況図、8ページに計画平面図、9ページに断面図を記載しております。

8ページをお開きください。

計画では、申請地北東側に隣接する譲受人が事業拡大により既存駐車場が手狭となったため、敷地を拡張し、申請地内に大型車5台用の駐車場として使用する内容となっております。

北側の既存擁壁フェンスについては、取り外すと伺っております。

雨水排水につきましては、申請地内で集水したものを申請地内北側に溜柵を新設し、申請地北側の道路側溝へ排水いたします。

汚水雑排水については、ありません。

次に、切土、盛土について御説明いたします。

9ページをお開きください。

申請地内において、切土は最大で2メートル、盛土は最大で2.8メートル程度の計画となっています。

隣地境界は、西側、南側にL型擁壁による土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明させていただきます。

地元からは、令和5年4月23日付で無条件の水利承諾書の提出がございます。あわせまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（[REDACTED]君） 地元農業委員の[REDACTED]ですが、先ほど現地でもちょっと説明をしておりましたように、予定地南側に住宅がありますので、当時はその住宅の隣地承諾を得ておられませんでしたので、隣地承諾を得ていただくということを条件に、この開発計画について許可をしております。

地主と、それから設計者と譲受人の両名が連れ立って隣地の方に承諾を得て、その後、連絡がありましたので、地元として承諾しております。

以上です。

御質問、御意見がございましたら、お願ひいたします。[REDACTED]委員。

○委員（[REDACTED]君） 参考のために、この隣地の住人、この擁壁は約3mの擁壁、その上にフェンスで、これは1mぐらいあると思いますけど、そこへ4mぐらいの壁ができるということですが、これについて、その隣地の方は何も言われなかったわけですか。

○議長（[REDACTED]君） その擁壁、この図面を持っていって、高さと擁壁の話と全部説明をしてくれということで説明していただいた上で、本人から了解を得ましたということでしたので、了解しました。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（[REDACTED]君） それでは、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成です。ありがとうございました。

.....
○議長（[REDACTED]君） 続きまして、議案第3号に移ります。

基盤強化法第19条による農用地利用集積計画の公告について、5の6、事務局説明をお願いいたします。

○係（[REDACTED]君） 議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で2件の申出があつております。

申請5の6については、[REDACTED]委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

[REDACTED]委員 退席]

○係（[REDACTED]君） それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、10ページを御覧ください。

申請番号5の6について、青柳町にある1筆で、面積1,959m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年5月11日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。

次に、申請番号5の7、薦野にある1筆で、面積393m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年6月1日から令和24年4月末までの貸し借りとなっております。

なお、当申請については、薦野清滝基盤整備予定地区の農地を農地中間管理機構に預け入れを行うもので、工事完了まで賃料は発生しないと伺っております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたら、お願いいたします。
ようございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） では、採決に移りたいと思います。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございました。全員賛成です。

[■■■■■ 委員 着席]

○議長 (■■■■■君) では、議案審議終わりです。

午後3時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員